

三田市まちづくり基本条例の概要について

1 三田市まちづくり基本条例とは

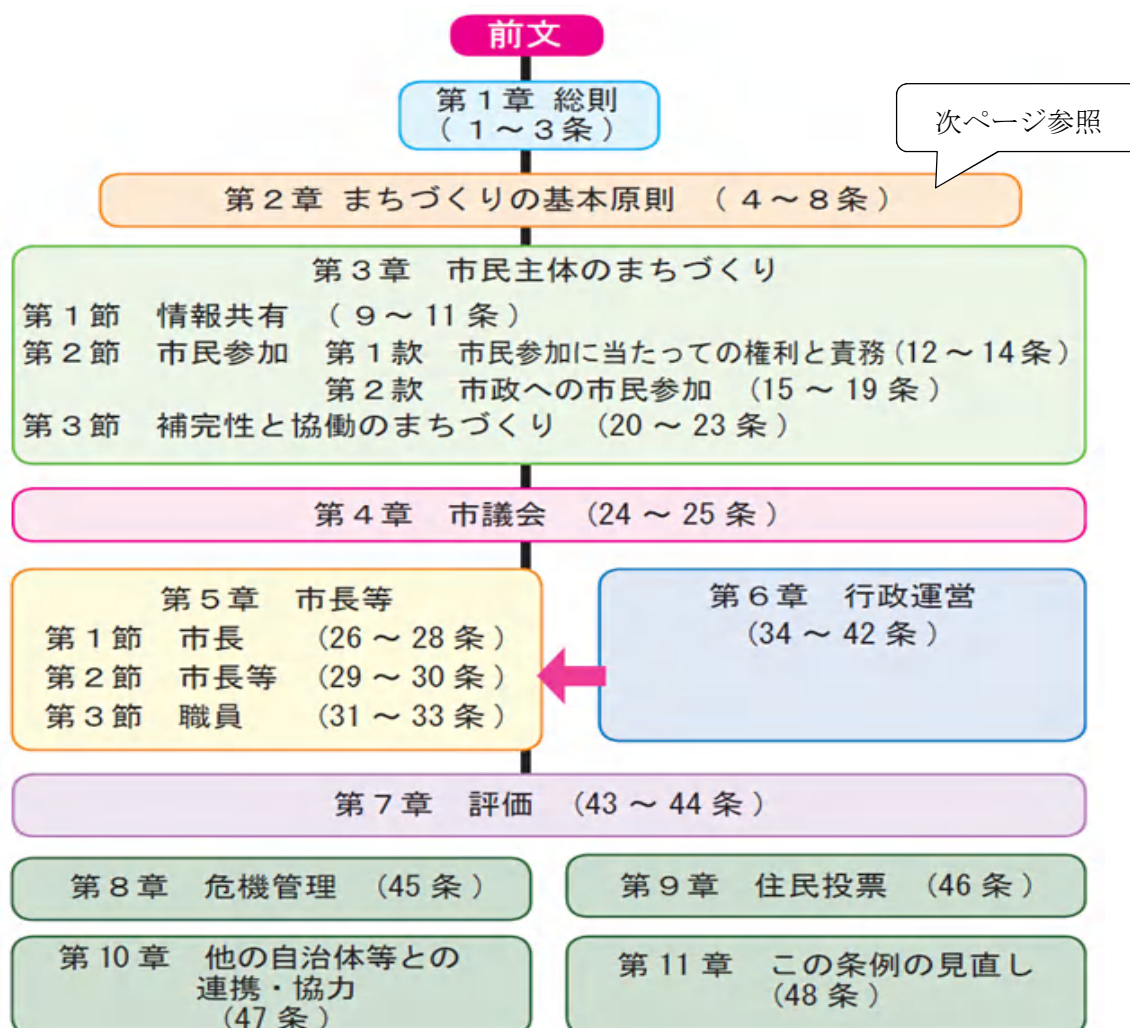
(1) 制定趣旨

- ア 市民・議会・行政がどのように協力しあいまちづくりを進めていくか、基本的な考え方やルールを定めるもの
- イ 三田でいつまでも安心して暮らし、ふるさとを次の世代に引き継いでいくため、まちづくりを進めるに当たっての基本的な考え方やルールを定めるもの
- ウ 「市民の皆さんの権利と責任や義務」、「市議会や市長等の責任と義務」などを定め、市民主体のまちづくりを実現することを目的として制定したもの

(2) 制定経過

市民・議会・行政が個別に条例骨子案をつくり、それぞれの代表が案を持ち寄ってまちづくり基本条例策定委員会を組織し条例案を議論した（平成 21 年 7 月～24 年 3 月）。

2 三田市まちづくり基本条例の構成



3 まちづくりの基本原則【第2章】

(1) 情報共有の原則【第5条】

市民、市議会及び市長等は、それぞれが有するまちづくりに関する情報を共有しながらまちづくりを進める。

(2) 市民参加の原則【第6条】

まちづくりは、まちづくりの主体者である市民の参加によって行う。

(3) 補完性と協働の原則【第7条】

ア まちづくりにおける課題は、次の手段によりその解決を図る。

(ア) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動する。

(イ) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組む。

(ウ) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組む。

イ 市民、市議会及び市長等は、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の立場で活動、連携、協力しながらまちづくりを進める。

(4) 評価の原則【第8条】

市民、市議会及び市長等は、まちづくりの評価を行い、その結果をまちづくりに活かす。

4 三田市まちづくり基本条例の制定に伴い、市が取り組んだこと（平成24～27年度）

取組内容
①三田市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定（平成27年1月制定）【第9条】
②三田市市政への市民参加条例の制定（平成26年9月制定）【第19条】
③三田市協働のまちづくり基本指針の制定（平成27年7月制定）【第23条】
④監査制度の充実についての検討（平成27年2月答申）【第39条】
⑤三田市オンブズパーソン条例の制定（平成25年12月制定）【第42条】
⑥三田市行政評価条例の制定（平成27年6月制定）【第44条】
⑦三田市危機管理条例の制定（平成27年6月制定）【第45条】
⑧住民投票制度の検討（平成26年4月答申、個別設置型での対応決定）【第46条】

※附属機関を設置し検討した。

5 三田市まちづくり基本条例の検証

(1) 検証義務【第48条第1項】

三田市まちづくり基本条例は、平成24年7月1日の施行以来、本年7月1日をもって施行後5年を経過するため、同条例の施行状況について検証しなければならない。

(2) 三田市まちづくり基本条例検証委員会の設置【第48条第2項】

検証に当たっては、市民の意見が反映される仕組みを構築するため、三田市まちづくり基本条例検証委員会を設置した。

(3) 検証の手順

ア 市による内部検証

市において、三田市まちづくり基本条例の施行状況を調査し、その結果を三田市まちづくり基本条例検証報告書〈資料3-②〉としてとりまとめた。

イ 三田市まちづくり基本条例検証委員会による外部検証

市がとりまとめた三田市まちづくり基本条例検証報告書の内容を審議する。

なお、審議の進行は、当該報告書を2分し、第1回及び第2回の当委員会において審議する。その後、2回に及ぶ審議結果として、三田市まちづくり基本条例検証報告書に対する意見を三田市まちづくり基本条例検証委員会意見書としてとりまとめていただく。

(4) 検証スケジュール

7月 5日 (水)	第1回委員会 (検証報告書の審議①)
8月24日 (木)	第2回委員会 (検証報告書の審議②)
9月27日 (水)	第3回委員会 (答申のとりまとめ)
10月	答申
12月	(必要に応じて) パブリックコメント
3月	(必要に応じて) 条例改正